官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件　一
（警察庁三）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業八八）　三
○高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件（同八九）　四
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（同九〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一〇〇二、一〇〇三）　九
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録生存講習機関の登録に関する公示（国土交通省）　一〇
登録消火講習機関の登録に関する公示（同）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　二六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二六
会社その他

その他告示

○警察庁告示第三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十八日

警察庁長官　楠　芳伸

平和公園

期間	令和八年八月八日から同月九日まで
対象特別要人所在施設の所在地	長崎県長崎市
対象特別要人所在施設の区域	長崎県長崎市　松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	長崎県長崎市　松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）、油木町（次の図面に示す部分に限る。）、岩川町、岩見町、上野町（次の図面に示す部分に限る。）、江平一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江里町、扇町、大橋町、岡町及び川口町（次の図面に示す部分に限る。）、小峰町、城栄町、清水町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、城山町、竹の久保町、高尾町（次の図面に示す部分に限る。）、橋口町、浜口町、平野町、富士見町、文教町、平和町、宝栄町、本尾町、松山町及び三本原町並びに茂里町（次の図面に示す部分に限る。）、若草町及び若葉町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び長崎県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○経済産業省告示第八十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
不二高圧株式会社	静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十	不二高圧株式会社　静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関が行う保安検査	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	令和八年一月二十日